

予 防 危 第 1 号
令和3年11月12日

事務担当者各位

北はりま消防組合
消防本部消防部予防課長

指定数量の算定について（通知）

北はりま消防組合における製造所等で貯蔵又は取り扱う危険物の数量の算定方法の基準について、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1 製造所

製造所の最大取扱数量の算定は、危険物又は非危険物を原料として危険物を製造する場合、1日に取り扱う原料と製品の危険物の指定数量の倍数を比較して、大なるものの数量を当該製造所の最大取扱数量とする。

また、1工程を2日以上にわたって行う場合は、工程中に取り扱う危険物の指定数量の倍数の大なる日の数量をもって算定する。

なお、当該製造所で、原料及び製品以外に危険物を取り扱う設備等がある場合には、当該最大取扱数量にこれらの設備等の取扱数量を合算して最大取扱数量とする。

2 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所

屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の最大貯蔵数量の算定は、当該貯蔵所で実際に貯蔵する危険物の最大数量とする。

3 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第2条のタンクの内容量の計算方法及び規則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、当該タンクの最大貯蔵数量を算定する。

4 給油取扱所

(1) 給油取扱所の最大取扱数量は、専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクごとに、規則第2条のタンクの内容量の計算方法及び規則第3条のタンクの空間容積の計算方法により最大取扱数量を算定して、その容量の合計により算定する。

(2) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号に規定する形態以外の危険物の貯蔵又は取扱いについては、その合計が指定数量未満である場合に限

り認め、この場合は最大取扱数量の算定から除外する。

- (3) 専用タンクを有しない給油取扱所にあつては、設置者からの申請による一日の取扱量をその数量とする。

5 販売取扱所

販売取扱所の最大取扱数量は、当該取扱所で実際に保有する危険物の最大数量をもって最大取扱数量とする。

6 一般取扱所

- (1) 危険物の出荷、充てん、詰替え等の一般取扱所は、1日の出荷能力、稼働時間等により、実態に即した最大取扱数量を算定する。

- (2) 危険物を消費する一般取扱所のうち、次に掲げるア及びイ以外の施設は、1日におけるその消費量を最大取扱数量とする。

ア 危険物を消費する一般取扱所のうち、非常用ディーゼル発電設備等非常用の施設は当該施設の稼働時間、使用形態等の状況から実態に即した数量とする。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費に係るものについては、1日の消費量又はサービスタンクの容量を比較して、大なる数量で算定する。

なお、当該設備で使用する時間が一定でない場合（例：冬場で気温の低いときと夏場で気温が高いとき等）については、当該設備の稼働時間、使用実態等の状況から実態に即した数量とする。

- (3) 油圧装置等危険物を循環させて使用する一般取扱所危険物については、瞬間最大停滞量で算定する。

- (4) 規則第28条の54第5号に規定する詰替えの一般取扱所については、専用タンクの容量又は取扱数量のうちいずれか大なる数量で算定する。

- (5) 危険物を原料として非危険物を製造する一般取扱所については、製造所の例により算定する。

- (6) 発電所、変電所等の取扱いについては、次による。

発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所において設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの付属装置で、機器の冷却若しくは絶縁のために油類を内蔵して使用するものについては、危険物の取扱数量に算定しない。

- (7) 貯蔵量10,000リットル以上の動植物油類の屋外貯蔵タンクに付属する注入口及びこれに接続する配管、弁等（以下「受入れ配管等」という。）並びに払出口及びこれに接続する配管、弁等（以下「払出し配管等」という。）の一般取扱所については、次による。

ア 受入れ配管等の一般取扱所は、接続している屋外貯蔵タンクの容量を取扱数量とする。

イ 払出し配管等の一般取扱所は、接続している屋外貯蔵タンクの容量又は払出しポンプの能力により取扱数量を算定する。

7 倍数の算定方法

指定数量の倍数の算定については、次による。

(1) 貯蔵し又は取り扱う危険物の性質が1種類の場合

最大数量をその指定数量で除し、小数点以下第2位を切捨て、第1位まで算定する。

(2) 貯蔵し又は取り扱う危険物の性質が複数の場合は、次による。

ア それぞれの性質ごとに数量を求める。

イ 性質別に、合計数量をその指定数量で除し、小数点以下第3位を切捨て、第2位まで算出する。

ウ 前記イで算出した値を合算し、合計値の小数点以下第2位を切捨て、第1位まで算定し、その値を当該施設の倍数とする。